

衆議院内閣委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 4 月 16 日（木）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 国家情報会議設置法案（内閣提出第 24 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）元内閣情報官

元拉致問題対策本部事務局長

三谷秀史君

情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

小林良樹君

公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所上席研究員

大澤淳君

弁護士

齋藤裕君

（質疑者）中田宏君（自民）、後藤祐一君（中道）、黒田征樹君（維新）、森ようすけ君（国民）、川裕一郎君（参政）、高山聡史君（みらい）、塩川鉄也君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

中田宏君（自民）

- （1） 内閣情報調査室の国家情報局への格上げ、インテリジェンス関係機関に対する総合調整機能の付与という改正の効果に対する評価（三谷参考人）
- （2） インテリジェンス活動において限界を感じた事例及び今後のインテリジェンス機能強化の方向性（三谷参考人）
- （3） 組織の透明性確保及び広報活動の望ましい在り方に対する見解（小林参考人）
- （4） 偽情報の拡散など影響工作に対処するための効果的な方策（大澤参考人）
- （5） インテリジェンス機能の重要性・必要性に対する認識（齋藤参考人）
- （6） 本法律案による情報の総合的な分析の強化に対する見解（小林参考人）

後藤祐一君（中道）

- （1） 個人情報及びプライバシーの保護並びに政治的中立性の遵守を求める規定を本法律案に追加した場合に想定される実務上の課題（三谷参考人及び小林参考人）
- （2） 国会による情報機関に対するチェックをより実態的に行うことができる体制を整備する必要性に対する見解（小林参考人及び大澤参考人）
- （3） 本法律案が成立し施行した後生じ得る具体的な懸念事項並びに個人情報、プライバシー保護及び政治的中立性の遵守を求める規定を本法律案に追加することに対する見解（齋藤参考人）
- （4） 国家情報局長を特定省庁出身者の指定席とせず適材適所の人事を行うことに対する見解（小林参考人）

黒田征樹君（維新）

- （1） 縦割り解消の実効性の担保に対する見解及び改善の方法（三谷参考人）
- （2） 内閣総理大臣に対する報告について、記録を残す必要性に対する見解（三谷参考人）
- （3） 人材の育成・確保や待遇面に対する見解（小林参考人）
- （4） ヒューミントに関する人材育成の在り方（大澤参考人）
- （5） 政治的中立を担保するための実効性の高い方策（齋藤参考人）

森ようすけ君（国民）

- (1) 本法律案による制度改正が、個人情報やプライバシーの保護、憲法に保障する国民の自由と権利に影響を与えるのではないかという懸念に対する見解（全参考人）
- (2) 政府のインテリジェンス活動に関し、国民に対するタイムリーな公表を行う必要性（全参考人）
- (3) 諸外国の事例も踏まえた上での情報部門と政策部門の分離に関する考え方（小林参考人）

川裕一郎君（参政）

- (1) 国家情報会議が果たすべき最も大きい役割及びその理由（全参考人）
- (2) 北朝鮮による拉致問題における反省を本法律案の制度設計に組み込む方策（三谷参考人）
- (3) 2025年夏の参議院議員通常選挙における外国からの介入
ア ロシアの選挙介入があったとする根拠（大澤参考人）
イ 本法律案が成立することにより実施できることとなる情報操作等への対応（大澤参考人）
- (4) 海外大手企業のクラウドサービスなどを政府や国内企業が使用している状況において、安全保障の観点から注意すべき事項（大澤参考人）

高山聡史君（みらい）

- (1) 情報部門と政策部門の信頼関係において重要と考える事項（全参考人）
- (2) インテリジェンス機能を強化する中で今後整備すべき民主的統制の制度において優先順位の高い事項（小林参考人）
- (3) インテリジェンス機関の運用の監視・監督において、独立した第三者機関が果たせる役割（齋藤参考人）
- (4) 海外からの情報工作等に対する我が国のインテリジェンス・コミュニティの現在の認知能力に関する評価（大澤参考人）

塩川鉄也君（共産）

- (1) 情報機関の国際比較において日本が改善を図るべき事項（三谷参考人）
- (2) 都道府県警察から内閣情報調査室に出向する者の構成及び業務の内容（三谷参考人）
- (3) 北村滋氏著作における日米安保体制下の内閣情報官の役割に関する認識（三谷参考人及び小林参考人）
- (4) 日本のソブリンクラウドプラットフォーム開発に関して米国が評価した取組（大澤参考人）
- (5) 人権侵害の懸念がある状況におけるインテリジェンス機関強化の是非（齋藤参考人）
- (6) いわゆる大垣警察市民監視事件における警察の対応への評価（齋藤参考人）
- (7) インテリジェンス機関が違法に収集した個人情報等が機関間で共有される仕組み（齋藤参考人）
- (8) 公安委員会が本来の役割を果たし、警察による人権侵害をなくす取組の必要性（齋藤参考人）